

平成21年度 情報公開制度・個人情報保護制度の 運用状況

問 総務課文書法制係(☎826-1111 内線2209 FAX822-9252)

情報公開制度

情報公開制度は、『土浦市情報公開条例』に基づき、市民の皆さんからの請求に応じ、市が保有している情報を原則として公開する仕組みです。市民の皆さんの市政参加を促進するとともに、皆さんと市との信頼関係の強化を図り、公正で開かれた市政の推進に寄与することを目的としています。

◆請求などができる方

情報の公開を請求できる方は、市内に住所のある方、市内に通勤・通学する方、市内に事務所・事業所のある法人などの団体、そして市の事務事業に具体的な利害関係を持っている方です。

これら以外の方であっても、情報の公開請求に準ずる『公開の申出』により、情報の開示を求めることができます。ただし、『公開の申出』により求めた情報が仮に非公開となった場合、『請求者』のような不服申立て(後述)をすることはできません。

◆請求などの方法

請求は、情報公開の総合窓口である情報公開室(市役所本庁舎2階)で受け付けています。皆さんの相談に応じ、請求される情報を特定した後、情報公開請求書に必要事項を記載していただきます。

都合で情報公開室に来ることができないときは、郵送、メールまたはファクスでも受け付けています(様式は市ホームページからダウンロードすることができます)。

なお、『公開の申出』の方法は、請求の方法と同様になります。

◆公開・非公開の決定

情報公開請求書を受理した日の翌日から起算して14日以内(事由により、日数を延長する場合があります)に、公開・非公開を決定し、その旨を書面でお知らせします。(公開・非公開の決定期間を延長するときは、延長する理由と決定できる期日を書面でお知らせします)

◆公開の方法

あらかじめ請求者などと協議のうえ、お知らせした日時に情報公開室で、情報の閲覧・視聴または写しの交付により行います。

◆不服申立て

情報の非公開の決定に不服があるときは、『請求者』は行政不服審査法に基づく不服申立てをすることができます。

この不服申立てについては、情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して当該不服申立てに対する決定などを行います。ただし、『公開の申出』の場合は、申出者は不服申立てをすることはできません。

◆平成20年度の運用状況

この1年間の情報公開の請求などの状況は、請求が28件で、申出が17件の合計45件でした(別表1参照)。これらの請求などに対する決定などの状況は、別表2のとおりで、公開率は100%になっています。

なお、この公開率は次の算式によっています。

$$\text{公開率} = (\text{公開件数} + \text{一部公開件数}) / (\text{公開件数} + \text{一部公開件数} + \text{非公開件数})$$

別表1 請求などの状況

(単位:件)

実施機関	件数	主な内容	
市長部局	市長公室	2	補助金に関する情報など
	総務部	11	住居表示に関する情報など
	市民生活部	5	委託業務に関する情報など
	保健福祉部	0	
	産業部	1	補助金に関する情報
	建設部	3	契約に関する情報など
	都市整備部	14	開発許可申請に関する情報など
計	36		
市議会	2	委員会に関する情報など	
教育委員会	0		
消防長	0		
監査委員	1	監査結果に関する情報	
選挙管理委員会	6	市議会選挙に関する情報など	
合計	45		

別表2 請求などに対する決定などの状況

(単位:件)

	公開	一部公開	非公開	不存在	合計
合計	26	20	0	1	47

※1件の請求に対し、複数の決定をしたものが含まれます。